

【地域協働推進課・商工観光課からのお知らせ】 ～パブリックコメントの結果について～

「余市町自治基本条例（案）の概要」についてパブリックコメントを実施（平成29年11月10日～12月11日）したところ、町民1名の方から1件のご意見が寄せられました。

同じく「余市町観光振興計画（素案）」についてパブリックコメントを実施（平成29年11月30日～12月29日）したところ、町民2名の方から8件のご意見が寄せられました。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。寄せられたご意見については、条例・計画の運用にあたり参考とさせていただきます。

なお、寄せられたご意見の内容と、ご意見に対する町の考え方については、町ホームページに公表するとともに、役場庁舎、中央公民館、図書館、福祉センターに掲示しておりますのでご覧ください。

問合せ 「余市町自治基本条例（案）」については地域協働推進課 ☎ 21-2142  
 「余市町観光振興計画（素案）」については商工観光課 ☎ 21-2125

水道課からのお知らせ

水道の凍結にご注意願います！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる2月は、水道管の凍結が多くなります。水道管が凍結すると水道が使いえなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。

特に「外気温がマイナス4℃以下になったとき」、「旅行などで長期間使用しないとき」、「1日中、外気温がマイナスの真冬が続いたとき」はご注意ください。



水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の内容について確認できるもの（受給者証等）と印かんをご用意のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

①基本要件  
右の4つすべてに該当し

- ・町道民税が非課税の世帯であること。
- ・水道の用途区分が「一般用」であること。
- ・減免申請者が水道の使用名義人であること。
- ・生活保護法による生活扶助を受給していないこと。



①②を  
確認出来るもの、  
印鑑を持って  
水道課で申請

②世帯要件  
右の4つのいずれかに該当すると

- ・高齢者世帯：満70歳以上のひとり暮らし世帯または満70歳以上の方のみの世帯
- ・ひとり親等世帯：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- ・身体障がい者世帯：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- ・特殊事情世帯：その他、災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

通常料金と減免後の料金の比較

	基本料金（7㎡まで）	超過料金（1㎡につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15㎡の場合

- ・通常 1,826円 + (15㎡ - 7㎡) × 270円 = 3,986円
  - ・減免後 1,588円 + (15㎡ - 7㎡) × 235円 = 3,468円
- 3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = 518円（軽減額）

水道料金  
一部軽減

水道料金の納期内納付をお願いします！

水道事業は、皆さまにお支払いいただいている水道料金が大きな収入源となっております。

水道料金を滞納しますと、水道事業運営に支障をきたすとともに、他の使用者との負担の公平性を欠くことから、水道料金の納期内納付にご協力をお願いいたします。

水道課では、3カ月以上水道料金のお支払いを怠りますと、大変不本意ではありますが給水停止をしております。

その様な事にならないよう、お支払いが困難になった場合は、水道課までご相談ください。

問合せ 水道課 業務グループ ☎ 21-2130